

## 1 目的

障害福祉サービス等は、障害児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであることから、最大限の感染症対策を継続的に行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築する必要がある。

そのため、必要な物資を確保するとともに、感染症対策を徹底しつつ障害福祉サービス等を再開し、継続的に提供するための支援を行う。

また、サービス利用休止中の利用者に対する利用再開に向けた働きかけや感染症防止のための環境整備の取組について支援を行う。

さらに、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら、障害福祉サービス等の継続に努めた職員等に対して慰労金を交付する。

## 2 用語の定義

この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 以下の施設・事業所を「障害福祉サービス施設・事業所等」という。

- ・通所系事業所：生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスを実施する事業所をいう。
- ・短期入所事業所
- ・障害者施設等：障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を実施する施設をいう。
- ・訪問系事業所：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を実施する事業所をいう。
- ・相談系事業所：計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援を実施する事業所をいう。

(2) 以下の事業所を「在宅系事業所」という。

- ・通所系事業所
- ・訪問系事業所
- ・短期入所事業所
- ・地域移行支援事業所

## 3 実施主体

(1) 5の(1)から(4)については、事業の対象となる事業所を運営する社会福祉法人および公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、営利法人等の団体とする。

(2) 5の(5)については、滋賀県とする。

## 4 実施方法

本事業の一部を滋賀県国民健康保険団体連合会に委託して実施する。

## 5 事業内容

(1) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（多機能型簡易居室の設置費用

を除く。)

障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費を補助する。

①対象事業所

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等の提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス施設・事業所等とする。

②対象経費

- ・ 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用
- ・ 外部専門家等による研修の実施に要する費用
- ・ (研修受講等に要する) 旅費、宿泊費等
- ・ 感染防止を徹底するための面会室の改修費
- ・ 建物内外の消毒費用・清掃費用
- ・ 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費
- ・ 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料
- ・ タブレット等のICT機器の購入またはリース費用
- ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料・物品の使用料
- ・ 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用
- ・ 居宅介護職員による同行指導への謝金
- ・ 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費
- ・ その他障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要と認められるかかり増し経費

※ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる費用については、対象になりません。

③基準単価

別添1のとおり。

(2) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業(多機能型簡易居室の設置費用に限る。)

多機能型簡易居室の設置に必要なかかり増し経費を補助する。

①対象事業所

令和2年4月1日以降、感染症防止のために多機能型簡易居室を設置した障害者支援施設、障害児入所施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所(単独型に限る)、自立訓練事業所(宿泊型に限る。)とする。

②対象経費

- ・ 感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用

※ただし、既存施設を改修するためにかかる工事請負費および地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に充てる費用については、対象になりません。

③基準単価

別添2のとおり。

(3) 障害福祉サービス等再開に向けた支援事業

障害児者やその家族等の健康や生活を支える上で不可欠な障害福祉サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけに係る経費を補助する。

①対象事業所

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所および障害児相談支援事業所、在宅系事業所とする。

②対象経費

サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を実施した場合に必要な経費とする。具体的な取組内容は、次の（ア）および（イ）のとおり。

（ア）計画相談支援事業所および障害児相談支援事業所における取組内容

在宅系事業所のサービス利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認（※1）、利用を希望するサービスの確認（※1）を行った上で、在宅系事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う（※2）。

（イ）在宅系事業所における取組内容

在宅系事業所のサービス利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う（※3）。

※「在宅系事業所のサービス利用を休止している利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1か月の間、当該サービスを1回も利用していない利用者とする。通所系事業所の場合、過去1か月の間、通所していない者を指す。

※1「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録することとする。

※2「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を講じたこととする。

※3「調整を行う」とは、1回以上電話等により連絡したこととする。

※実際にサービスの利用再開につながったか否かは問わない。

※一利用者につき1回まで交付することができる。

③基準単価

別添3のとおり。

（4）計画相談支援事業所および障害児相談支援事業所、在宅系事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」および「間近で会話や発声をする密接場面」）を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係るかかり増し経費を補助する。

①対象事業所

令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った計画相談支援事業所および障害児相談支援事業所、在宅系事業所とする。

②対象経費

令和2年4月1日以降に生じた以下の費用等

- ・長机、飛沫防止パネルの購入費
- ・換気設備の購入および設置に要する経費
- ・電動自転車等の購入またはリース費用
- ・タブレット等のICT機器の購入またはリース費用
- ・感染防止のための内装改修費

・その他、「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に係る費用

※ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる費用については、対象になりません。

③基準単価

別添4のとおり。

(5) 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の交付事業

障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること、および障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、業務に従事していることに対し、慰労金を交付する。

①交付対象者

(ア) 慰労金の交付対象となる職員は、以下の(i)および(ii)に該当する者とする。

(i) 以下の事業所等に勤務し、利用者と接する職員。

- ・ 障害福祉サービス施設・事業所等
- ・ 重度障害者等包括支援事業所
- ・ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センターおよび日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

(これらを総称して、以下、「交付対象施設・事業所」という。)

(ii) 次のいずれにも該当する職員

(a) 交付対象施設・事業所で通算して10日以上勤務した者

※「10日以上勤務」とは、交付対象施設・事業所において勤務した日が、

令和2年3月5日（本県1例目発生日）より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

※年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

(b) 慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として交付対象施設・事業所において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。)

(イ) 慰労金の交付は、医療機関や介護サービス事業所・施設等に勤務する者への慰労金を含め、1人につき1回に限る。

②交付額

(ア) 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生または濃厚接触者である利用者に対応した交付対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員

【訪問系事業所の職員】

実際に新型コロナウイルス感染症患者または濃厚接触者にサービスを提供した職員：

1人20万円を交付

【その他の交付対象施設・事業所職員】

実際に新型コロナウイルス感染症患者または濃厚接触者が発生した日（※）以降に当該施設・事業所で勤務した職員：1人20万円を交付

※患者については症状が出た日、濃厚接触者については感染者と接触した日

【それ以外の職員】

1人5万円を交付

(イ)(ア)以外の交付対象施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員：1人5万円を交付

(ウ) 振込手数料の実費（千円未満切り捨て）

③交付の方法

交付対象者への交付に代わり、交付対象者が勤務または業務に従事する交付対象施設・事業所を運営する法人が、交付対象者からの委任により慰労金の請求および受領することができる。

交付対象者が委任を受けた法人は、事業所ごとに交付対象者を取りまとめの上、一括して、慰労金の請求および受領することができる。

なお、当該方法により慰労金を一括受領した法人は委任を受けた交付対象者へ、すみやかに慰労金を交付しなければならない。

④留意事項

慰労金は、所得税法（昭和40年法第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。また、令和2年度特別定額交付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和2年法第27号）に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、または差し押さえることが禁止され、交付を受けた金銭についても、差し押さえることを禁止されている。

6 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

付則

この要綱は、令和2年8月17日から施行し、令和2年度の事業に適用する。

なお、令和2年4月1日以降の事業に適用する。

付則

この要綱は、令和2年11月1日から施行し、令和2年度の事業に適用する。

なお、令和2年4月1日以降の事業に適用する。